

議案第5号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整理に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成27年2月27日提出

加西市長 西村 和平

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(加西市職員定数条例の一部改正)

第1条 加西市職員定数条例（昭和43年加西市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長を除き、」を削る。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年加西市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「報酬の額」を「報酬の額（円）」に改め、同表中教育委員会の部委員長の項を削る。

(教育長の給与及び旅費等に関する条例の廃止)

第3条 教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和42年加西市条例第18号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定によりなお従前の例により在職するものとされた教育長の在任期間中に在職する教育委員会の委員長については、第2条の規定による改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第2条の規定によりなお従前の例により在職するものとされた教育長については、第3条の規定により廃止される教育長の給与及び旅費等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(審議資料)

改正地方教育行政法が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、新教育長が教育委員長と教育長を一本化した常勤の特別職となることから、加西市職員定数条例及び特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例について所要の改正を行うとともに、教育長の給与及び旅費等に関する条例を廃止しようとするもの。